Ν	Ο.	回答時期	サ ー ビス 種別	項目	質問内容	回答内容
	1	2009年4月	認知症対 応型共同 生活介護	認知症 専門ケ ア加算	から 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の割合について、 届出の属する月の前3月時点での直近の自立度で判 断する必要があるのか。 その場合、認定が届出の属する月の前3月以前に出 ている利用者については、その時に認定された自立 度は直近の自立度とは違うと思えるが、その場合、直 近の日常生活自立度をどのように判断すればいいの か。	前段として、愛知県指定指導グループのホームページの平成21年4月改定関係 Q&Aの右横にあります「Q&Aに関する留意事項について」において、 「日常生活自立度の判定については、認定審査時の主治医意見書等の判定結果が 原則だが、日常生活自立度に変化が生じている場合には、主治医が改めて診断した 結果の判定を活用することとし、その際には、医師のカルテ及びサービス計画書等に 記録をしておくこと」とあります。 このことから、届出の属する月の前3月以前の認定の場合でも、原則その際の主治 医意見書で日常生活自立度を判断していただくことになります。 ただし、認定日以降、日常生活自立度に変化があり、認定の際の主治医意見書の判 定が直近の日常生活自立度と異なるようであれば、主治医が改めて診断し、その結 果を活用していただくことになります。その際には、医師のカルテ及びサービス計画書 等に記録をしていただく必要があることを重ねて申し添えます。